

侵入窃盗多発中!!

▶青森県内の令和6年中の侵入窃盗発生状況

侵入窃盗**307件**(前年比-224件)

うち住宅対象**87件**(前年比+16件)

令和6年中は、令和5年より「侵入窃盗」の認知件数が減少しましたが、そのうち、「住宅対象」の侵入窃盗の被害が16件増加しました。令和6年も令和5年と同様に、約7割の方が鍵を掛けていない状態で被害に遭っています。

犯人は鍵の掛かっていない建物や自転車、車を狙っています。また、犯人と鉢合わせになることで、強盗などの凶悪犯罪に発展する可能性もあります。

「鍵掛け」を習慣にして自宅を守りましょう!

- ☐ 在宅時や短時間の外出でも確実に鍵を掛ける
- ☐ 外出前や就寝前は、玄関と全ての窓の施錠を確認する
- ☐ 窓の外に侵入の足場となるような物を置かない
- ☐ 盗まれる物はないと思っても、鍵を掛ける



鳥守駐在所広報
ぼんち
6月号

八戸警察署
43-4141
鳥守駐在所
83-2510



横断歩道は歩行者優先



昨年8月にJAFが実施した「信号機のない横断歩道における実態調査」によると、青森県内の信号機のない横断歩道における車両の一時停止率は、**59.9%**(前年比+12.5%)でした。全国平均を上回ったものの、いまだ4割の車両が停止していない状況です。

車両の運転者は、「**横断歩道は歩行者優先**」の意識を持ち、歩行者は、手を上げるなど運転者に合図をして安全に横断しましょう。

	青森県	全国	
令和6年	59.9%	53.0%	全国17位
令和5年	47.4%	45.1%	全国26位
令和4年	56.7%	39.8%	全国7位
令和3年	14.0%	30.6%	全国ワースト3位

車両等は、横断歩道に接近する場合、
 ○ 近くに歩行者がいないか確認
 ○ 横断歩道付近に歩行者がいたら、その手前で停止できる速度に減速
 ○ 横断歩道を横断している、または、横断しようとしている歩行者がいる時は手前で一時停止
 するようにしなければなりません。

※ これらのルールに違反すると、「**横断歩行者等妨害等**」の違反となります。

罰則 3月以下の懲役又は5万円以下の罰金

※ (令和7年6月1日から「懲役」は「拘禁刑」へ変更)

違反点 ▶2点

反則金 ▶大型等12,000円 ▶普通9,000円 ▶二輪7,000円 ▶原付6,000円



青森県警察では、青森県警察防犯アプリ「まもリン」を運用しています。

みなさんの身近で発生する事件の情報や、子供や女性を対象とする事案の情報などを提供しています。

iOS

iPhoneの方は
こちらから



Android

Androidの方は
こちらから



小・中学校大運動会

鳥守小・中学校の大運動会に出席させていただきました！
子供たちが、応援合戦や演舞など、それぞれの役割に責任をもって真剣に取り組んでいる姿に感動しました！

